

## 令和元年度 まちづくり懇談会ふれあいトーク 質問要望等経過対応報告一覧（大平地域）

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	富田第1	<p>【通学路である歩道の現状と整備について】</p> <p>バイパス栃木・藤岡線「大平ぶどう団地入口」の五差路の信号から旧県道の富田第1に入る道路の上場側歩道がとても狭く古い形で、いまだに取り残されており、近年商業地帯に合わせ住宅地も通学児童数も大幅に増え、約100人近い子ども達が現在も2箇所の交差点を通学路として利用し、毎朝、小学校に通っています。</p> <p>特に、上記の場所は片側が工場の高い塀であり、また、その先にある大きな工場に向かう大型車が信号を1箇所省く為に通り抜ける形で利用されており、特に雨の日は児童が傘を開くのも注意が必要な狭い歩道の現状を是非見てください。</p> <p>その道路にかかる大型車進入禁止と、その道路にかかる歩道の整備を早急に要望したい。お願い致します。</p> <p>【当日再質問】</p> <p>実際に狭いのはここだけじゃなく、この先までです。そこからずっと左の方へ向かいますと、地蔵尊というのがあると思います。この途中まで斜めから出てくる歩道と、そのあたりまでずっと狭い状況です。この線路を通過して中央町から子供さんが100人くらい通ります。すいませんが、それをどうかよろしく願います。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774、大平市民生活課: TEL43-9211】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、県道として整備された道路であり車道と歩道が歩車道界ブロックにより分離されておりますが、大型車両の通行が多くまた歩道も狭いため通学路としては危険な状況にあると思われれます。</p> <p>つきましては、通学児童の安全が確保されるように学校及び学校教育課と協議してまいります。</p> <p>旧県道への大型車進入禁止につきましては、交通規制を所管する栃木警察署に対し、住民皆様の要望として伝えていきたいと考えております。</p> <p>【道路河川維持課長】</p> <p>ここは幅員が車道車幅が10mくらいありますが、そこに歩車道境界ブロックがあって、その部分が約1メートルあるかないかくらいです。そこを子どもたちが歩いていく状態だと思います。ただ歩道を拡幅するという事は今のところ難しい状況でありますので、回答にもかかせていただきましたが、通学路について学校教育課と協議して、安全な通学路になるようにお願いをしているところなのでご了解いただきたいと思います。</p>	<p>【道路河川維持課: TEL21-2774、大平市民生活課: TEL43-9211】</p> <p>歩道拡幅は今のところ難しい状況なので、通学路の変更について、学校教育課と協議しているところであります。</p> <p>旧県道への大型車進入禁止につきましては、交通規制を所管する栃木警察署へ自治会からの要望書として提出しました。その後、警察署からの回答がありましたので、その旨自治会長へ連絡いたしました。</p>
2	富田第1	<p>【大平西小近く(大平下駅前線)の危険な十字路について】</p> <p>その全く見通しの利かない交差点は、旧道(例幣使街道)からJR大平下駅に曲がって50m程の所にあります。</p> <p>元々は川だった所を、駅前土地区画整理とやらで蓋をして道路(市道0547号)が出来た為に、十字路になってしまった訳です。</p> <p>そして、問題なのは、旧道を曲がり、駅方面に行く車が、問題の十字路の先にあるバイパスの信号が青のうちに行ってしまうと加速してその十字路を通過することです。なかにはアクセル全開のドライバーも！実際、現場に来てもらえば徐行する車など1台も無いことが分かってもらえると思います。</p> <p>もし、その時に子どもが飛び出したら、あのスピードでは怪我ではなく死亡事故になるでしょう。(赤信号の時も徐行する車は皆無)</p> <p>キョーホーオート前を拡幅工事しているところ、市の担当者に聞いたところ「残りの旧道までの部分は新大平下駅前の方の区画整理事業が終わったら」とのことでした。だいぶ進みましたので、昨年の12月に担当者に聞くと「独自事業となるので、恐らく無理」との返事。(おいおい、そっちで単独事業にしたんだろう!) そのうえ、今頃になって「駅前ロータリーとバイパスまでの拡張工事で良かったんですね」とか。驚き。正に「他人事」と書いて「ひとごと」とはこのことだと思いました。20年前から担当者の言うことがころころと変わる始末。市に対して不信感が募るばかり。</p> <p>将来ある子どもが命を失ったり重い障害が残る重大事故が起こる前に新市長の迅速かつ的確な判断を求めたいところです。</p> <p>(西小には4/25に連絡済。地図を手渡し教頭に説明)</p> <p>【当日再質問】</p> <p>No.1とNo.2、こちらは、どれくらいを目途にやっていただけるのか。最終的にその結論がどうなったのかというのは教えているのかどうか。</p> <p>来年も書かないで済むように1年以内にどうなったのか教えていただければ良いのかなと思います。</p>	<p>【道路河川整備課: TEL21-2407】</p> <p>ご要望の道路につきましては、都市計画道路大平下駅前線として、JR両毛線大平下駅から旧例幣使街道までの区間が都市計画決定された道路であります。</p> <p>決定された区間のうち、JR両毛線大平下駅からご指摘のありました交差点までを区画整理事業により整備が完了しており、交差点周辺につきましても交通管理者や道路管理者と協議を行い、交通安全対策のための区画線や交通規制、規制標識を設置し供用を開始しております。</p> <p>交差点から旧例幣使街道までの区間の整備につきましては、市の事業として進めることとなりますが、現地の整備には、かなりの用地取得、物件移転がともなうことや、現在実施中の他事業の進捗など、事業着手までは時間をいただくざるを得ない状況でありますことから、今後、利用者の安全を図るための注意喚起看板等の更なる対策について交通管理者や道路管理者等と協議してまいりたいと考えております。</p> <p>【道路河川整備課】</p> <p>このNo.2に関しましては、都市計画道路の整備になります。そうなりますと、単価も上がることから、厳しい状況になるのが現実です。</p> <p>そのため、短期的な対応をするために、注意喚起の看板を検討させていただくという回答を書かせていただきました。看板につきましては、時間的なものはかからずに対応できると思います。関係者と調整をさせていただいて、早急な対応を心がけたいと思います。</p>	<p>【道路河川整備課: TEL21-2407】</p> <p>交通管理者である栃木警察と協議を行った結果、更なる規制等の対策は難しいとのことでありますことから、注意喚起のための看板の設置を実施いたしました。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
3	富田第2	<p><b>【環境美化への取り組み要望】</b>                      ごみ収集カレンダーの外国語PDF化                      現状、収集カレンダーはすべて日本語であるため、外国人には理解されにくく、間違った理解をされていたり、搬出日がわからない、説明がしにくいなどがあります。できれば、外国語にて栃木市ホームページに収集カレンダー外国語版PDFの作成を望む。</p> <p>市在企業への環境美化協力依頼                      近々、ゴミステーションへのゴミの投げ込み、通勤道路上でのゴミ捨て、庭先への投げ捨てが多々見られます。                      近隣の大企業への通勤路となっていて、外国人の方々かもしれません。(特定はできないのですが・・・)                      できれば、栃木市内企業への通勤者(特に外国人)を対象にした企業での環境美化PRを市の活動としてお願いしたい。</p>	<p><b>【環境課:TEL 31-2447、大平市民生活課:TEL 43-9211】</b>                      「ごみと資源の収集日カレンダー」については、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ネパール語の6カ国語版を作成し、必要な方に配付しております。しかしながら、市ホームページへの掲載はしておりませんでしたので、ホームページに掲載させていただきました。ご活用ください。</p> <p>市在企業への環境美化協力依頼については、市内には約7,000の事業所があり、すべての事業所に協力依頼をすることは困難でありますので、ごみのポイ捨てなどを行っている通勤者がいる事業所に対し個別に対応していきたいと考えております。そのような事業所がございましたら、環境課又は各総合支所市民生活課に情報提供くださいますようお願いいたします。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課:環境課:TEL31-2447、大平市民生活課:TEL43-9211】</p>
4	富田第2	<p><b>【空き家となった敷地にある樹木に対する市の取り組みについて】</b>                      栃木市でも空き家対策は取り組みされていますが、本日の質問は、空き家等(建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていない状態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む))に関する点で、敷地にある樹木などへの繁茂により、近隣住宅への日照影響、害虫の発生、花粉や落葉の近隣への飛散、樹木が伸びて周りの道路、歩行者への危険性(通学路に指定箇所もある)、交通安全標識・機器への妨げ、となる空き家等が散見されます。すなわち、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損ねている状態、あるいは生活環境の保全を図るために放置することは不適切な物件に値するものと考えます。                      これらの改善要望を一個人が市にお願いするも対策されず、回答がない。放置されているのが現状です。                      市では、このような地域(場所)の特定精査、そして対応策等にどのような形で進めようとしているのか、あるいはその点の取り組みをお聞かせ願いたい。</p>	<p><b>【住宅課:TEL 21-2451】</b>                      日頃より本市空き家対策に対しご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>管理不全な空き家等につきましては、「栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づき、助言指導を行っているところで、中には所有者が不明又は遠方にお住まいで連絡が取れないなど、対応に苦慮することも少なくはありませんが、戸籍等を調査して所有者を突き止め、適正な管理をしていただくよう所有者又は管理者に対し連絡をしております。</p> <p>また、遠方の方、高齢の方など様々な事情で自分では管理が難しいという方には、市と「空き家等の適正管理に関する協定」を締結している栃木市シルバー人材センターや市内NPO法人を紹介し、管理をお願いしています。</p> <p>なお、近隣住宅や道路などに影響のある場合は、環境課などの関係課と連携しながら所有者に対し働きかけを行っています。</p> <p>さらに、平成29年10月から、空き家情報を共有することにより放置された危険な空き家の発生を抑制することを目的に、自治会と連携した空き家の早期発見・活用事業に取り組んでおります。</p> <p>これまでに48自治会から空き家情報の提供がありましたが、引き続きご協力をお願いするとともに、さらに多くの自治会のご協力を募って参りたいと考えております。</p> <p>住宅課では、空き家の状態、所有者の事情に応じた対応を行って参りますので、まずはご相談くださいますようお願いいたします。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課:住宅課:TEL 21-2451】</p>
5	富田第7	<p><b>【資源ごみ回収について】</b>                      資源ごみ回収団体への補助金が1kgにつき3円から、平成31年度から2円に減額になってしまった。さらに2年後には廃止とのこと。                      ごみを減らそうという市民の盛り上がりにも水をさす様なことはやめてほしい。</p>	<p><b>【環境課:TEL 21-2141】</b>                      この事業につきましては、一般廃棄物の再生利用を促進し、その減量を図ることを目的とし、資源物回収活動を実施した団体に対し報償金を交付するものとしております。</p> <p>現在、民間の販売店においても再生利用を促進していく方向にあり、一般廃棄物の再生利用の促進及び一般廃棄物の減量化に対応できる状況が整ってまいりました。</p> <p>このような状況から、今まで市民の皆様にご協力いただいていた資源物回収活動における報償金交付事業につきましては、初期の目的を達成しつつあると考えており、このたび重量1kgに対し3円の補助を2円に減額とさせていただきます。なお、報償金額は減額になりますが、上限額の10万円は変更しておりません。</p> <p>また、当面は廃止の予定はございませんので、引き続き資源物回収活動を実施していただき、ごみの資源化・減量化にご協力いただければと思います。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課:環境課:TEL 21-2141】</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
6	富田第7	<p>【昨年の市長選での公約について】</p> <p>市長として1年が経過し、自己採点で65点～70点とのことですが、驚きです。</p> <p>公約の目玉である給食費の無料化、メディカルしもつがへの産科開設。全く具体化していません。新生栃木市の初代議長等、栃木市の財政等知りつくしている大川氏の公約を信じ、票を投じた子育て中の若い市民の期待に背いた責任は重い。</p> <p>公約の重さといったものを大切にしていきたい。</p>	<p>【総合政策課:TEL 21-2305】</p> <p>選挙公約については、3つの柱と10の約束を明らかにしておりますが、文化芸術館の事業見直し、近隣都市との連携、総合支所の「なんでも相談窓口」の設置、市長報酬の30%削減などは、実施することができましたが、給食費の無償化及び産科の開設については、残念ながらこの一年間においては具体的な成果を得ることは出来ませんでした。</p> <p>給食費の無償化については、段階的な実現を目指し、小中学生1人あたり千円負担軽減を提案させていただきましたが、議会のご理解が得られず、本年度からの実現は出来ませんでした。この件につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き実現を目指して取り組んでまいります。</p> <p>また、産科の開設については、市医師会、とちぎメディカルセンター、県の協力により、昨年7月に「栃木市産科等開設検討委員会」を設置し、あらゆる検討を行いました。現時点におきましては、医師等の確保が困難なことから、産科開設は難しい状況となっています。今後は、アンケート調査等を行い、安心して子どもを産み育てるために何が必要なのかということも含め、新たな施策も検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:総合政策課 TEL 21-2305】</p>
7	下皆川第2	<p>【太平山観光誘致についての要望】</p> <p>太平地区には、地域を代表する太平山という山があり、東京の高尾山と同じくらい魅力がある山なのに、残念ながら観光等に生かされていないように思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太平山案内のパンフレットを、関係駅・アンテナショップ等に設置する。</li> <li>・ハイキングコース・遊歩道等の整備</li> <li>・ハイキング者の特に女性用のトイレがないので桜峠及び晃石山あたりに設置できないか。</li> <li>・遊覧道路、駐車場の新設、佐野ICからの太平山への観光道路を県と相談して作っていただけないか。</li> </ul> <p>そうすれば、蔵の街観光誘致に役立つのではないか。</p>	<p>【観光振興課:TEL 21-2373、大平産業振興課:TEL 43-9213】</p> <p>太平山は、美しい景観や南山麓に広がる広大なぶどう団地、多様なハイキングコースなど、魅力ある観光資源が多く存在しており、1年を通じて四季折々の行事や美しい自然を楽しむことができる場所であり、年間に市全体の観光客数の約6分の1にあたる約100万人が訪れております。</p> <p>また、近年健康志向が高まり、ウォーキングやハイキング、トレッキングを楽しむ方々も多く見受けられ、本市の重要な観光拠点であると認識しております。</p> <p>現在、この貴重な観光資源を活かすために、観光基本計画に基づき、整備や情報発信、イベントの開催等を行っております。</p> <p>観光案内パンフレットにつきましては、平成30年度に県の補助金を活用し、3万部を作成した「太平山パンフレット」及び「太平山ハイキングマップ」を、観光客の窓口となる各施設に配置しております。</p> <p>ハイキングコース・遊歩道等の整備につきましては、毎年樹木や下草の刈払いを行っており、今後も引き続き継続していく予定です。</p> <p>トイレにつきましては、太平山自然公園内に8箇所、下皆川林道、大中寺の森、清水寺の森、かかしの里に設置しておりますが、今後も県の補助金等を活用しながら、外国人観光客に対応するためトイレの洋式化や必要箇所へのトイレ設置を検討してまいります。</p> <p>遊覧道路、駐車場の新設につきましては、県立自然公園であることや整備費用が莫大になることが予想されることから、費用対効果・補助金の活用等を踏まえ、県と協議しながら研究してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:観光振興課:TEL 21-2373、大平産業振興課:TEL 43-9213】</p>
8	中央町第1	<p>【小中学生の通学路の整備について】</p> <p>痛ましい子どもの交通事故のニュースが多く報道されています。事故など起こる前に早めの対応をお願いします。</p> <p>中央町第1自治会内の東武線沿いのスクールゾーンにもなっている道路で、下校時は車や自転車の通行量も多いところ。その道路の両側の白線がほとんど消えたままになっています。下校時の子ども達は横に広がりやすく、見守り隊と一緒に下校するときに大変気を遣います。白線があれば、子ども達はそれに沿って歩くという意識が強まるはず。白線の整備依頼は、過去に中央町第1自治会や大平西小学校からも出してありますが、今もって整備されません。子ども達が安心して登下校できるよう、早急な整備をお願いします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望の道路につきましては、スクールゾーンになっておりますので、早急に外側線を引き直してまいります。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>要望の箇所につきましては、令和元年7月に区画線設置工事を実施いたしました。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
9	蔵井	<p>【蔵井水路沿い道路修繕】</p> <p>場所：大平町蔵井 395 番地近辺</p> <p>上記水路沿い道路の路肩が崩れてきているとともに、ガードレールが無い為、危険な状態となっています。</p> <p>以前、車両の転落や自転車ごと学生が落ちるといった事故が発生しました。大きなけがには至りませんでしたが人命に関わると思います。</p> <p>対策を講じてほしい。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2774】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、早急に路肩の補修を行い、ガードレールについては水路管理者と協議のうえ、設置を検討してまいります。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2774】</p> <p>道路及び水路の管理者を再度確認いたしましたところ、土地改良区の管理であることが判りましたので、ご要望を土地改良事務所にお伝えさせていただきました。</p>
10	蔵井	<p>【信号機の無い横断歩道での一時停止】</p> <p>信号機の無い横断歩道で歩行者がいた場合は、運転者は停止する決まりとなっています。聞けば、栃木県は全国でも最悪だそうです。学童のサポート活動時にハラハラしています。これを改善する運動を栃木市から広げませんか。</p> <p>警察も協力してくれるはず。</p>	<p>【交通防犯課：TEL 21-2151】</p> <p>昨年 10 月に JAF（日本自動車連盟）が歩行者のいる信号機のない横断歩道での一時停止率が栃木県では 0.9% で全国ワースト 1 位という調査結果を公表しました。これを受け、栃木市では栃木警察署と連携を図り、昨年 11 月には、市内の歩行者が多数利用する信号機の無い横断歩道付近において広報活動を実施しました。また、今年の 6 月 4 日には、くらのまち保育園園児とともに広報及び啓発活動を実施しました。</p> <p>まずは、市の職員から徹底を図るとともに、交通安全運動中の広報活動、市ホームページ及び FM くらら等の広報媒体を活用し、更には、栃木警察署、交通安全協会及び関係団体等と連携をし、市民への周知活動を継続してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：交通防犯課：TEL 21-2151〕</p>
11	真弓中	<p>【私道の改修について】</p> <p>大雨の時、大きな水溜りが出来て、通行が困難になる道路（私道：神社参道）があります。以前、改修を市ではできないか、問い合わせたところ、私道は市では対応できないという回答があった。その道路は私道とはいえ、近所の住民が常時利用している生活道路であり、その道路を利用しないと自宅に入れない住民が 13 軒以上ある。</p> <p>このような場合は、所有者が了解していれば市道に準じて改修等市で出来ないもののでしょうか、お伺いいたします。</p> <p>場所：大平町真弓磯山諏訪神社参道</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2774】</p> <p>ご要望の道路につきましては、磯山諏訪神社所有の私道ですので、市道に準じた舗装補修、側溝整備等は難しい状況であります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：道路河川維持課：TEL 21-2774〕</p>
12	真弓中	<p>【市内広域災害に対する対応について】</p> <p>平成 27 年 9 月の大雨による水害は合併後に発生した広域災害となった。合併により市役所職員は本庁に集中し支所には最少人員しか残っていない。</p> <p>このような状況の中で前回同様な広域災害が発生した場合の対応について、前回の事象の検証や反省そして対応策の検討はどのようにされているのか。</p> <p>当自治会でも床上、床下浸水が多く発生したが、状況は全く改善されておらず、現在、自主防衛として自主防災組織の構築を検討している。</p>	<p>【危機管理課：TEL 21-2551】</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨での主な課題として、①初動体制の強化②情報収集の強化③避難勧告等の発令・災害情報の発信について④避難所開設・避難等について などがありました。</p> <p>①については、各職員の参集場所や作業役割を明確にし、災害初動時の対応が迅速にできるようマニュアルを作成し、全職員に周知しています。その中で、災害時の各総合支所職員の人員確保として、本庁舎に勤務している職員のうち各地域での居住・勤務経験者から「地域応援班」として選出し、災害時には各総合支所地域づくり推進課長の指示で参集し活動できる体制を整備しています。②③については、災害対策本部事務職員を増員し、緊急時には臨時電話回線を開設するなどの情報収集強化に努めつつ、緊急防災情報を同報系防災行政無線・緊急速報メール・コミュニティ FM・Lアラート（テレビのデータ放送等マスコミを介した情報発信）などの多種多様な媒体で発信をします。④については、避難行動が困難になる前に、早めの判断を行い、適切な時間帯に避難準備、高齢者等避難開始の発令に努めます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：危機管理課：TEL 21-2551〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
13	下高島	<p>【市道 22024 号線の道路改良について】</p> <p>本路線は、平成 25 年度に説明会、27 年度に測量業務を実施されましたが、未だ用地買収や工事の着手には至っておりません。</p> <p>本路線は、地域の重要な生活道路であり、早急な整備を必要としています。現在の業務進捗状況とこれからの予定をお聞かせ願いたい。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>市道 22024 号線の道路改良事業につきましては、現在、現況測量、関係地権者と市道との境界の確認、道路改良のための設計が完了しております。</p> <p>今後の予定につきましては、買収面積や、拡幅に伴う塀等の工作物の移転に係る補償金の算出を行い、関係者の皆様方と合意形成を図りながら事業を実施してまいります。</p> <p>市といたしましては、本路線の設計等が完了していることから、早期の着手に向け努力してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407〕</p>
14	北武井	<p>【巴波川支流(赤湫川)のポンプアップについて】</p> <p>表題の件、近年の大雨被害を軽減するため、特に巴波川水位の上昇による周辺河川(赤湫川)の内水排除対策をお願いしてきました。直近のQ&amp;Aは下記のようになっています。</p> <p>◎平成 28 年度 巴波川越流氾濫被害対策を講じていただきたい。</p> <p>Q1:河川の拡幅、排水機場の設置</p> <p>A1:土地改良区と調整しながら川底の浚渫を実施する。</p> <p><b>低盤のコンクリート化</b></p> <p>市建設協同組合と連携し臨時の排水ポンプの設置を検討 排水はゲートポンプ方式が有効と判断し施設整備の検討を行う。</p> <p>Q2:排水路の変更</p> <p>A2:赤湫川排水路は平成 5 年に設置されたが、排水量が事業計画時より拡大している</p> <p><b>上流部に調整池を設置</b></p> <p><b>新たな排水経路の新設等の都市排水処理対策を検討</b></p> <p>◎平成 29 年度</p> <p>Q1:ゲートポンプ方式が有効との回答だったが進捗は？</p> <p>A1:広域的な対策→上流における流量調整池の完成により流量調整ができてきた。</p> <p>地域に特化した対策→北武井の排水路は水門機能が低下している。</p> <p>短期的な対策→市、土地改良区、被害想定区域の地権者との話し合いの場をもつ</p> <p>河川の浚渫については、県議のお力添えもあり、本年 3 月に実施して頂きましたが、他の対策は進行しているとは感じられません。</p> <p>ご存知の通り、異常気象の頻度はますます増加傾向にあり短期の連続降雨でさえも流域住民にとって、冠水及び浸水は喫緊の大問題です。</p> <p>2017 年 10 月 24 日の赤湫川増水と流域の冠水状況を添付します。</p> <p>大平町蔵井地内にあるようなゲートポンプの設置、あるいは消防等による緊急排水体制の確立等、改めて巴波川支流(赤湫川)の内水排除対策の具現化を要望致します。</p>	<p>【大平産業振興課:TEL43-9212、道路河川整備課:TEL21-2785、消防総務課:TEL23-3527】</p> <p>当該地区の排水対策につきまして、当該地区及び下流部の浸水被害を軽減するためには、広域的な観点から上流からの排水の流入を減らすことが重要であると考えておりますが、地域や市域を越えた広域的な対策には調査や関係機関との協議を重ねる時間が必要になります。</p> <p>しかし、最近の異常気象の発生頻度を踏まえて考えますと、内水排除対策の手段としてゲートポンプ(小規模排水機場設備)を設置し、強制排水することが有効な手段であると考えております。</p> <p>この場所にゲートポンプを設置するには多額の事業費が必要となることから、県の補助事業を活用する必要があると考えております。そのため県下都賀農業振興事務所、県栃木土木事務所及び思川西部土地改良区と協議しながら、特に土地改良区の意志決定が重要となりますので調整を図りながら事業を進めていきたいと考えております。</p> <p>次に、消防等による緊急排水体制の確立については、災害の種類・規模・被災状況等で対応が違ってまいりますので、消防ポンプ車を使用した排水については対応できない場合がありますのでご理解をいただきたいと思います。</p>	<p>【大平産業振興課:TEL43-9212】</p> <p>北武井地区の排水機場設置につきましては、当該地区が国営かんがい排水事業の整備対象エリアに位置付けられているため、今後の計画スケジュールに沿って、2022～2023年に予定されている事業ヒヤリングの中で、思川西部土地改良区とともに採択に向けて要望を行く旨、説明をさせていただきました。</p>
		<p>【当日再質問】</p> <p>去年一昨年と検討するとの話でしたが、そのあとレクチャーすることもありません。消防車で汲み上げる話も今までありませんでした。北武井がまた大雨の場合はまた床上浸水なります。</p> <p>北武井公民館で担当課の方で来ていただいて地域住民の意見を聞いていただきたいと思います。</p>	<p>【大平産業振興課長】</p> <p>一応この場所にゲートポンプを設置する方向で動くことについては、土地改良区や県の下都賀振興事務所等との協議が必要になりますので、後日改めてお話の方をさせていただきたいと思います。</p>	

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
15	北武井	<p><b>【通学路の安全柵設置のお願い】</b>                      小学生の通学路の安全対策の要望です。                      北武井自治会在住の小学生が東小学校へ通う通学路のうち、巴波川にかかる寿橋について、一部歩道と車道との間に防護柵がなく、下記状況下において非常に危険です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、大型車両が通った場合負圧により小学生が車道側に吸い込まれる可能性がある。</li> <li>2、東側から走る車両において、上り坂を上り橋を渡った後下り坂に差し掛かるため、事前に通学児童等の視認がとりにくい。</li> <li>3、坂を下りきったところに信号機があるため急ブレーキになることも考えられる。</li> <li>4、田んぼ側にはネットがあって、車両との間に挟まれる危険もある。</li> <li>5、歩道幅も1メートルと一般的な歩道幅より狭くなっている。</li> <li>6、東小通学路危険地点第1位にカウントされている。</li> </ol> <p>以前一部の通路に防護柵が設置されましたが途中で途切れており、完全な状態ではありません。大事に至る前に、至急防護柵の延伸をお願いいたします。</p>	<p><b>【道路河川維持課:TEL21-2774、学校教育課:TEL21-2473】</b>                      ご要望の道路につきましては、県道南小林栃木線と県道栃木小山線を結ぶ幹線道路であり、大型車両の交通が多く、スピード超過の車両も多いため、歩道と車道が分離されていますが、歩行者の通行が危険な状況にあります。                      つきましては、今回要望のありました防護柵の設置については今後検討し、減速マーク、学童注意等の路面標示を施すことにより歩行者の安全性の向上を図ってまいります。                      また、当該路線につきましては、約20名の児童が登下校で使用しております。登下校時は、保護者様や地域の皆様にもご協力いただきながら、通行しているところですが、ご指摘にもありますように、大型車両の往来が多い路線であると認識しております。                      しかし、学校との行き来には、この寿橋を渡らなければならない、学校としても誤って車道に飛び出さないよう下校指導を続けているところです。今回、学校には、なるべく車道から遠い側を歩くように新たにお願いをさせていただきました。</p>	<p><b>【道路河川維持課:TEL21-2774】</b>                      減速マーク、学童注意等の路面標示を施して、防護柵の設置については引き続き検討してまいります。</p>
		<p><b>【当日再質問】</b>                      寿橋の上下、横堀側武井側。横堀側に、50m レールつけていただいた。多少は子供が飛び出さなくなったが、武井側の方が全然ない。学校からも、もう3年前から要望が出ているはず。その答えが、学校になるべく車道から遠い側を歩くように新たにお願いさせていただきます。というのはどういうことか。                      担当課の課長さんに北武井の公民館にぜひ来ていただいて、皆さんの意見を聞いていただければと思っております。よろしくお願いいたします。</p>	<p><b>【道路河川維持課】</b>                      説明を、とのことでありますので日程調整してご説明に伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>	
16	新第4	<p><b>【自治会地内を流れる水路の件】</b>                      水路は当自治会内で分岐して大平中央小学校の東と西を流れています。例年4月末頃この水路の浚渫とその付帯する草地の草刈が水路を管理する団体により行われております。                      西側水路と東側水路では過去の経緯よりこの浚渫、草刈が別々の団体により行われていると聞いております。この団体の草刈によって地域の環境がより良くなるので感謝致しております。                      今年も4月22日に西側水路の作業が行われました。この浚渫によって上げられた泥と一緒に赤さびた工事用の鉄パイプ(直径5~6cm)数本やコンクリートの塊(大きなスイカほど)数個も上げられております。昨年は工事用のカラーコーンや直径10cmほどの樹脂製パイプも上げられていました。当然プラスチックごみや空き缶、空き瓶もあげられております。これらは自治会として大いに困っています。この水路管理団体も困っていると思います。                      当面の対応として市によるこれらの回収の検討をお願いします。</p> <p>この草地は自治会でも除草日を設け住民により除草作業を行っております。手作業の草取りのため、機械のようにはいきません。また高齢化しているためこれらの作業を敬遠しております。                      このため恒久的にはこの住宅地の水路全体の暗渠化の検討をお願いします。</p>	<p><b>【大平市民生活課:TEL 43-9211、大平産業振興課:TEL 43-2912】</b>                      日頃より水路等の清掃を継続して実施いただき誠にありがとうございます。                      ご指摘の水路は新地区の幹線用水路として昔から農業用水として利用されている水路であり、現在も新地区の稲作には重要な農業用水路として利用されています。                      そのため水路を利用している組合員が年に数回、浚渫や草刈などの維持管理を行っております。                      水路の浚渫時に発生したゴミにつきましては、分別しゴミステーションに出していただければ回収いたします。さらに粗大ゴミの様なゴミについては、1箇所に集めて連絡いただければ、回収していきたいと思っております。                      また、水路全体の暗渠化の検討についてご要望を頂きましたが、農業用水路は、水路内の堆積土砂を浚渫する作業が必要不可欠であるため蓋をかけるなどの暗渠化はしておりません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      [担当課:大平市民生活課:TEL 43-9211、大平産業振興課:TEL 43-2912]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
17	西野田第2	<p>【周辺生活道路白線引きについて】</p> <p>西野田第2自治会の陽光南台地域は住宅が増えており、接続する道路に白線のない箇所があり、交通事故の発生が心配されています。現在まで、大きな事故は発生していませんが、ヒヤッとしたことが数件発生しており、交差点の白線引きを要望します。</p>	<p>【大平市民生活課:TEL 43-9211】</p> <p>ご要望の交差点の白線は交通規制となるため、所管する栃木警察署に対し、住民皆様の要望として伝えていきたいと考えております。また、市としましては「交差点注意」等の注意喚起看板を設置して、交通安全の啓発に努めていきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:大平市民生活課:TEL 43-9211〕</p>
18	西水代上第1	<p>【側溝清掃について】</p> <p>自治会で側溝清掃作業実施をする際に、各会員も高齢者が多く困難を期しております。</p> <p>先日も代表班長より「側溝清掃作業を行うのですが、高齢者も多く怪我など発生しやすいので、行政のほうで清掃作業の補助として団体保険に加入していただけないか」という問合せがありました。</p> <p>こちらでは回答できませんので、担当部署に連絡を取り対応させていただきました。</p> <p>側溝清掃は容易ではありません。しかし自治会では自発的に作業されているのが現状かと思っております。</p> <p>側溝に土砂などが埋まって、雨水、生活用水が流れにくい場所もあります。これからの季節、悪臭も感じられるところもあります。</p> <p>側溝清掃、環境美化キャンペーン、クリーン大平等自治会活動に地域住民は参加しております。</p> <p>事故等が発生する前に、行政側での対応を考えてほしいです。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>側溝清掃につきましては、基本的には自治会等で清掃していただいているのが現状です。市では蓋上げ機や清掃用具の貸し出し、清掃後の土砂等の回収を行っております。しかし蓋が大きく重い側溝や蓋のない暗渠及び土砂の堆積が極端に多い箇所、また交通量が多く清掃等に危険を伴う箇所など清掃が困難な場所につきましては、市が業者委託しているケースもあります。今回ご要望の箇所におきましては、まずは地元自治会での清掃をご検討いただきたいと思います。なお、清掃用具の貸し出し、土砂の回収につきましては、事前にご連絡いただければ現地にお届けいたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>【地域づくり推進課:TEL 21-2331】</p> <p>保険についてお答えします。</p> <p>本市においては「栃木市市民活動補償制度」に加入しています。この制度は、地域社会活動、青少年健全育成事業、社会福祉・社会奉仕活動等においての、けが等の事故が補償の対象となります。地域社会活動の中には、自治会での清掃活動も含まれることから、ご質問については、市が加入している上記制度の対象となりますが、詳しい内容につきましては担当にご相談ください。</p> <p>今後とも、ご協力よろしくお願いたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774、 地域づくり推進課:TEL 21-2331〕</p>
19	西水代上第1	<p>【消防団について】</p> <p>自治会活動に携わるようになり、歓送迎会に招かれました。現況説明を受けて、団員の苦勞も感じ取れました。</p> <p>存続するには団員の勧誘、日々の訓練等大変だと思います。</p> <p>当自治会では地元団員の方が少なく他より団員として入団していただいております。自治会としては感謝に堪えません。</p> <p>自然災害など多くなる様な時代に消防団には何かと大変かと思われませんが、日々の訓練等頑張っておいてください。</p> <p>そこで、自治会としては側面協力していきたいと考えておりますが、行政としての考えを教えてください。</p>	<p>【消防総務課:TEL 23-3527】</p> <p>消防団に対し、自治会として協力していただけるとのご意見をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>市におきましては、消防団員確保に苦慮している地域があることを踏まえ、消防団員の組織の再編や定員等の見直しをすることにより消防団組織を維持し災害対応にあたるために、平成29年度に「栃木市消防団再編計画」を策定いたしました。</p> <p>その中で、大平方面隊におきましても、2020年度までに分団、部の統合、再編、消防団員数の見直し等を検討しているところです。</p> <p>今後、再編にあたり、各自治会長様にもご協力をいただきまして、消防団や地元自治会の意見を伺い地域の实情に即した新たな組織づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課:消防総務課:TEL 23-3527〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
20	西水代上第3	<p><b>【消防団員募集について】</b>                      西水代消防団員との懇談会があり、そのときに聞いたのですが、西水代上第3自治会は大字西水代の中でも最も戸数が多い大きな自治会であるにもかかわらず、一人もいないということを知り、大変驚きました。団員に聞いてみると、任期は6年で、働きながら務めなければならない、やる人が減ってきているとのこと。また、仕事の関係で若手がこの地域に住まなくなっているのも原因かもしれません。</p> <p>そこで、お伺いしますが、日当などのインセンティブの強化、任期の見直しや宣伝、募集などスムーズに新しいメンバーにバトンタッチできるように行政からも働きかけできませんか？</p>	<p><b>【消防総務課：TEL 23-3527】</b>                      日当等インセンティブの強化とのことですが、本市における団長報酬以下、団員までの報酬については県内では高い水準であり、また、日当につきましても県内において平均的な水準であると考えております。</p> <p>そのため、インセンティブの強化につきましては難しいと考えておりますが、ご意見等を踏まえて、今後、県内他自治体の動きを注視し時代に沿った団員報酬額及び日当等の検討をしていきます。</p> <p>消防団の任期については、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において定めはなく、貴自治会で選出している中での決まりごとであると思われまます。</p> <p>つきましては、自治会と団員との繋がりや慣例、前例等があるかと推察されますので、自治会において団員と相談するなどしていただき、任期の見直し等の検討をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>消防団の宣伝、募集につきましては、消防団募集のポスターの掲示や配布、ホームページや広報とちぎへの掲載、ケーブルテレビ、FMから、SNS等を活用しPRを行っています。</p> <p>しかしながら、消防団員確保に苦慮している地域があることを踏まえ、市におきましては、消防団員の組織の再編や定員等の見直しをすることにより消防団組織を維持し災害対応にあたるために、平成29年度に「栃木市消防団再編計画」を策定いたしました。</p> <p>その中で、大平方面隊においても、2020年度までに分団、部の統合、再編、消防団員数の見直し等を検討しているところです。</p> <p>今後、再編にあたり、各自治会長様にもご協力をいただきまして、消防団や地元自治会の意見を伺い地域の实情に即した新たな組織づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課：消防総務課：TEL 23-3527】</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
21	西水代上 第3	<p><b>【道路の補修要望の対応について】</b> 自治会内の主要道路の状態が悪く、不便をしております。その補修要望を以前平成 22 年 5 月、7 月に出しておりますが、その後の対応について、事情の連絡もなく、現時点では十分な補修がされておられません。そこでお聞きしたいのですが、補修依頼案件は予算の範囲内で優先順序を決めて実行されているのかと思いますが、例えば今年提案して見送りとなった場合には、来年また同じ提案書を作成する必要があるのでしょうか？もし、そのようなことなら、毎年優先順序が低いため、道路補修が永遠に実施されないという案件ができるのではないのでしょうか？ 市道の道路補修にかかる予算規模、優先順序の決め方、補修依頼規模、不実施案件の規模など道路補修事業の現状の概要とどのようにしたら、優先順序が低い案件でも少し待てば実施してもらえるのか？その改善施策が考えられるのか？道路行政について伺いたい。</p>	<p><b>【道路河川整備課:TEL 21-2407、道路河川維持課:TEL 21-2774】</b> 平成 22 年5月の要望につきましては、市からのご連絡がないということで、誠に申し訳ございません。 要望書には、道路整備、及び道路補修の2件についてご要望がありました。 はじめに、道路整備の市道 22210 号線につきましては、要望から年数も経過していることから、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、改めて、皆様とお話し合いを持たせていただき、整備について、ご確認させていただきたいと思っております。 次に、道路補修につきましては、全面的な舗装補修のお願いでしたが、調査しましたところ「認定外道路」であるため、市といたしましては、現在、認定外道路の舗装補修は実施していない状況であります。 今後については、部分的な補修を行いながら、道路の維持管理を実施いたします。</p>	<p>整備の現状について <b>【道路河川整備課:TEL 21-2407】</b> 自治会長と面会し、整備について再度内容を確認させていただき、整備の現状については、左記回答のとおりであることを説明いたしました。</p> <p>舗装補修について <b>【左記回答要旨のとおり】</b>〔道路河川維持課:TEL 21-2774〕</p>
		<p><b>【当日再質問】</b> 質問の内容と回答が違うような気がするので改めて質問させていただきます。 なかなか対応してもらえなかったという、過去の経緯がありますので、なぜそういうことが起こったかという意味でお伺いしました。 予算規模の件、申請書を改めてまた来年出さなければいけないのか、具体的に補修依頼がどの程度あって優先順序がどのように決められているのか、そういう道路行政の手順について質問していますが、回答は例として挙げた案件についてのみ答えられています。 平成 22 年に 1 回提出しています。それを却下ともなるとも情報がわからない状態で今まで来てそれで今回改めて要望書を出させていただきました。これでまた却下されても来年また出さなきゃいけないのか。その辺をお聞きしています。</p>	<p><b>【道路河川整備課長】</b> 今回出していただければ、その受け付けをさせていただきますので、再提出は必要ございません。平成 22 年は申し訳ございませんでした。</p>	
22	西水代下	<p><b>【永野川的环境整備について】</b> 近年、永野川の土手上の舗装が進んでいます。場所によっては自動車の通行が出来る箇所もあるが、自動車乗り入れ禁止区域では、安全で快適な散歩道として多くの市民が利用しています。 しかし、いくつかの問題点もあります。季節に大きく左右されます。冬の時期は草も短く歩きやすいのだが 4 月以降くらいから菜の花や他の草が伸び、折角の散歩道も塞がれ、通行不能になります。 河川内の野焼きが禁止されて以来、外から見えにくいのを利用し、数々の廃棄物が投棄されています。 折角良かれと計画造成された散歩道も利用期間が制限され、ゴミ捨て場となっては主客転倒です。 永野川は県の所轄ですが、市としても河川環境の維持に携われることはないのか、また地域自治会としてできることはないのか、他の自治体では如何にしているのか、お尋ねしたいと思います。</p>	<p><b>【道路河川維持課:TEL 21-2774】</b> ご要望の箇所につきましては、県に確認しましたところ「道路河川監視員による巡回、監視を行っています。巡回中に不法投棄物等が発見された場合は、適時対応しています。河川環境維持活動への地域自治会の参加については、ボランティアにより、参加していただける団体を募集しています。清掃活動、除草作業などであり、日時等は、各団体のご都合に合わせて活動していただけます。」との回答をいただきました。 また、市といたしましても、巡回、監視を行い、河川環境の維持に努めてまいります。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b> 〔担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774〕</p>
23	参加者 (下皆川 第一)	<p><b>【農産加工所の除草の要請について】</b> 昨年あたりから敷地内の雑草が著しくて、駐車場内の約 7 割が草ぼうぼうの状態でありました。最近、管理不行き届きの悪さがすごく目立ち過ぎように思っております。ぜひ、改善をして欲しいと思っています。 市としてもっとしっかり、公共物に対しての認識を持っていただきたいと思っております。</p>	<p><b>【大平産業振興課長】</b> 加工所の除草につきましては、今年も、一応 5 月の上旬に除草剤の方をかけさせていただきました。除草剤をかけた草については、きれいに取る予定をしておりましたが、そちらの方が遅れているというのは確かです。早急に清掃の方をしたいと思っております。 また、今後は大きくならないうちに除草剤をかければ、未然に防げることでありますので、早めの対応をしてまいります。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b> 〔担当課:大平産業振興課 TEL 43-9212〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
24	参加者 (富田 第一)	<p>【回答の期限について】 要望ですが、今回の資料のすべての回答ですが、期限が書かれていないのが気になりました。一般企業ですと質問に対する回答や対応については、だいたい期限とセットで書くようにしています。期限がないと、結局いつまでやっていただけるのだとか、そもそもやっていただけるのか、というのが見えづらいのかなと思いました。 以前のもも読ませていただきましたが、何回もお願いしてるけども、改善が見られないとか3年間ずっと音沙汰がないという再質問が出ています。不安を解消する意味でも、やれる範囲での日程で構わないと思います。期限を書いていた方が良かったです。</p>	<p>【要望のため回答なし】</p>	<p>【シティプロモーション課 TEL 21-2317】 この度は、貴重なご意見をありがとうございました。 今後、回答作成の際には、期限を記載するよう、庁内に周知してまいります。</p>
25	参加者 (真弓東)	<p>【空き家対策について】 昨年、自治会の方がなくなりました。その方の土地建物の相続人が権利を放棄されて、手をつけられないという状況にあります。市の方にも相談をして、とりあえず地元で何とかしてくれませんか、ということで大変な思いをしまして、自治会内で機械を持ち寄って、片付けました。そこまではいいのですが、また、今年になって草がすごいし、これ毎年自治会でやらなきゃいけないのでしょうか。自治会でやらなければいけないならやりますし。市の方で何か手を打ってくださるんですしたら、お願いするし、方向性だけお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。 これは市の方に相談して、相続放棄、要するに所有者は全部調べてもらいました。そうしましたら、土地も建物もいりません、管理しませんという回答だったので、地元がやったということです。</p>	<p>【住宅課長】 相続放棄をしたとしても相続財産管理人という方が決まるまでは、その空き家空き地の管理はしなければならないことになっております。ですので、通常は、市の方から「相続財産管理人が決まるのでは、放棄をしたとしても、管理しなければならないですよ」、ということは言っております。今回、市の方から自治会で管理をお願いした経緯を確認させていただきたいと思います。 今後どう対処するか、今後の対応は相談をさせていただきたいと思っております。</p>	<p>【住宅課 TEL 21-2453】 質問要旨のとおり、平成30年8月に住宅課より相続人に空き家の適正管理に係る通知書を送付したところ、相続放棄のうえ、管理についても困難であるとのことから、自治会長様に相談し、清掃活動を行っていただきました。 今回も相続人において早期の対応が見込めないことから、自治会にお願いせざるを得ない旨相談させていただき、市住宅課で協力し、7月8日に空き家の除草を実施したところです。 当面の問題は解決しましたが、今後も引き続き、相続人に対し、空き家の適正管理を指導していきたいと考えております。</p>
26	参加者 (土与)	<p>【メディカルセンター待合室へのテレビの設置について】 昨年のふれあいトークでも話させてきましたが、栃木メディカルセンター待合室に、いろんな危機災害があった場合にテレビを設置していただけないかと。今日も副市長もいらっしゃるので、再度検討をお願いしたいと思います。</p>	<p>【保健福祉部長】 昨年そのようなお話をいただきまして、その後メディカルセンターに要望として出させていただきました。その回答については、多分差し上げたかと思いますが、メディカルと調整させていただいたところですがやはり二次救急という病院ということなので娯楽的なテレビというものはなかなか置きづらいという話がありました。しかし、雑誌などは検討させていただきたいというような話がありました。 今現在、メディカルの方では、待ち時間が少し長いという話が多くございまして、待ち時間の表示をする大型のデジタル掲示板を付けたいという話も伺っております。なかなかテレビまではいかないということが現実でございますので、二次救急の病院ということをご理解いただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：健康増進課 TEL 25-3511]</p>
27	参加者 (土与)	<p>【栃木市の報道回数について】 下野新聞等を見ると、佐野や小山が中心になって、いろいろ市の行政の取り組みの内容が載っていますが、栃木市の情報が少ないと感じています。もっとPRした方が良くと思います。</p>	<p>【総合政策部長】 今、ご意見いただいたようなことにつきましては、他の市民の方からも指摘をいただいている状況もございます。市としましては、定例記者会見などに合わせて様々な行事予定を記者の皆様にご提案させていただいておりますが、なかなかそれが成果が結びつかないということもございます。これからももっとどうやれば掲載させていただけるのか、情報の出し方も含めて引き続き努力していきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課：シティプロモーション課 TEL 21-2316]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
28	参加者 (上牛久)	<p><b>【消防団員の確保について】</b>                      消防団員の確保が難しい地域になっております。消防隊員欠員 1 人につき 75,000 円と自治会の会費として 25,000 円払ってくださいということで 10 万円請求がきております。これについて自治会内で大変危機感を持っておりまして。女性はだめとか 50 歳以上ではだめとか、土日活動できなければだめなど、いろいろと要件があることから、班内全部探したのですが、候補者がゼロの状態です。非常に厳しい状態で申し訳ないのですが、このルールをもう少しゆるめていただけないか、という要望です。                      また来年欠員が出る予定で、自治会もお金を出し切れないうところがあります。よろしくお願ひいたします</p>	<p><b>【消防長】</b>                      今、条件ということで出されていたのですが、まず女性の団員も入っております。女性の団員は、火災予防の広報活動とか、幼稚園保育所で園児に対して火の怖さを知るとか、そういった活動を行っています。女性だから入れないということはありません。今現在、女性団員の定員が 20 名に対して 18 名ほどおります。まだ空きがありますので、ぜひ入っていただける方がいれば入っていただきたいと思ひます。それから団員の活動は日曜日とか訓練が多いのですが、災害は日曜日に限った事ではありません。業務的に消防団に日曜日とかに出られなくても、平日の昼間だけ活動に参加してもらおうといった、機能別消防団の制度もあります。報酬は多少安くなりますが、そういった団員も募集しております。あと、50 歳以下でなければだめということも特にありません。18 歳以上の市内に在住または在勤の方であれば、消防団員に入団できますので、よろしくお願ひします。                      費用に関しましては、その地区でなっただけ消防団員がいないということで、なっただけのために自主的にその方に払っていただいているということもお聞ひします。私どもでは、自治会の中でのことなので把握はできておりません。金額がどこからどう出たのか、それは初耳でわからないのですが、消防団の方にも確認してみたいと思ひます。後日、連絡をさせていただきたいと思ひます。</p>	<p><b>【消防総務課 TEL 23-3527】</b>                      地元消防団と自治会に確認したところ、該当自治会長より、消防団から金銭の要求があったことは誤りでありました。                      自治会としては、5 年以上欠員が出ている状態で人員の確保ができないこともあり、地元分団部に迷惑をかけているという思ひから、数年前に寄付としてお金を渡しましたとのことであります。                      一方消防団においても欠員がいるからといって、自治会より寄付金を受け取ることはよくないこととし、寄付されたお金全額を自治会に返金したことで、両者ともにご理解いただきました。                      現在消防団は令和 3 年 4 月に向けて分団部の再編を行っていますので、再編終了後は、自治会による団員確保についても、負担を軽減できるものと考えております。</p>
29	参加者 (川連)	<p><b>【5 段階の警戒レベルの周知について】</b>                      6 月以降は周知するというので、今日の天候不順のラジオの放送ですでに警報レベル 4 ですとか 3 ですよ、ということでもうすでに実用的に、使われています。それに関して、県で作成したパンフレットを広報とちぎ 8 月号と併せて各世帯に配布しますとのことですが、これに相当する保存版みたいなものは栃木市では、作られるのですか。あとは県で作ったパンフレットは、保存版か保存してくださいという、何か明記があるのでしょうか。</p>	<p><b>【危機管理課長】</b>                      5 段階の警戒レベルの運用の件は、県の方でパンフレットを作ることとして、これを広報とちぎ折り込みで配付させていただきたいと思ひしております。保存版ということになりますと、どういう形にするかというものはまだ決まっておませんが、新しくまたさらにハザードマップを作る時の機会にするのか、或いは防災ガイドブックみたいな方法、防災に対する心得みたいなものだけハザードマップとは別口で作るなど、いくつか方法があるかと思ひます。それらを検討する中で考えていきたいと思ひます。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      [担当課: 危機管理課 TEL 21-2551]</p>
30	参加者 (川連)	<p><b>【防災訓練について】</b>                      考え方を教えて欲しいのですが、6 月 23 日の下野新聞に、小山市では避難方法を皆で確認するために、いくつかの自治会が合同で防災訓練を実施し、400 人ほどが参加しましたと掲載がありました。今、防災に対する関心は高まっていると思ひます。防災訓練とか実際に体動かしてみないとわからないところが沢山あるということも常々思ひます。                      東京では、9 月 1 日に防災訓練をしているとのこと。できれば栃木市で、自治会単位で動いてください、とか、旗振りをしていただきたいと思ひます。出前講座でという話もありましたが、受け身じゃなくて、前面に立って、市民の方を動かすようなアクション取っていただきたい。                      できれば早めにいつ災害が来るかわからないので、できる範囲で小さい自治会単位で構いませんので、早急にさせていただけるよう計らっていただきたいと思ひます。</p>	<p><b>【危機管理課長】</b>                      栃木市でも定期的に防災訓練は実施しておりまして、昨年も総合防災訓練を行いました。今年も 11 月に岩舟の総合運動場を会場に実施を予定しております。そのときにはやはり周辺の住民の方の避難行動も一緒に合わせて訓練をさせていただくというようなこととなります。まだまだ防災訓練のあり方につきましては我々の方も研究検討していかねばいけないというものは十分認識しておりますので、どういう形がよろしいのか、自治会単位がいいのか、それとも少し大きくまとめた単位がいいのかというようなこともござひます。自治会単位ですとなかなか全自治会を回るまでに時間がかかるということもありますので、その辺も併せて今後研究していきたいと考えております。</p>	<p><b>【危機管理課 TEL 21-2551】</b>                      令和 2 年度の防災訓練につきましては、総合防災訓練として、岩舟地域での実施を予定しております。実施にあたりましては、災害時に的確な初動対応につながるよう実践的な内容の他、今回の水害を踏まえ、発表される様々な情報の中から有効な情報を基に、避難行動に結びつくような訓練や避難所開設訓練、救助活動など、市民の皆様にとりましても、より実践的な内容を検討して参ります。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
31	参加者 (西野田第2)	<p>【老人会の活動助成金の増額について】</p> <p>私ども老人会の会員は、高齢で年金生活者です。生活にゆとりがございません。せめて、年2回ぐらゐ春と秋、栃木市の外に日帰りができる旅行したいなど。バスの見積を出しますと、1回のバス代が1回10万円かかります。年2回だと20万円。これをクラブの助成補助金としてお願いしたい。現在いただいているのが4万1000円でこういうことができないということなんです。老人会のクラブ活動の助成金を増額して欲しいというお願いです。</p> <p>また、私どもの老人会では南第2公園の清掃管理をしています。せつかく除草をしても、子供が遊んでいるの見かけない。</p> <p>ポッチャという競技があります。身体障害者の競技です。簡単にできるスポーツです。少しグラウンドに砂をまいて、ローラーかけて、ポッチャの玉が転がせるくらいに整備をして欲しいと思います。体の不自由な老人がポッチャかどうかわかりませんが、そういうやさしい遊びを公園を利用できます。公園を遊ばせておくのではなく、活用方法を考えて欲しい。</p> <p>全体的なことをみて考えてほしい。老人の方が介護保険を利用すれば、個人負担が15万くらいで市の負担が月20万ぐらゐかかるでしょう。少しでも介護保険に厄介にならないように、老人会の人達を健康になってもらおうと、そういう視点です。浮いた分を老人会に充てる。そういう視点で考えてもらいたい。</p> <p>それから、老人会に60代の人が入ってこない。皆働いています。私どもの老人会に入っている平均年齢は80歳です。彼らはみんな免許証を返納するしろと言われるような年齢なのです。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>貴重なご意見いただきましてありがとうございます。まず補助金の増額という関係ですが、現在栃木市の単位クラブ数が151ございます。そうしますと20万円各1クラブ補助ということになりますと3000万円ほどの増額ということになります。大変今の財政状況から行くと厳しいなとは思いますが。そういった中で、会員の増というのをどう図るのかということが喫緊の課題でございまして、老人クラブでも様々な形で声かけを行っているところです。車の運転ができる方とか車の運転のできない方とかそれぞれいろんな方々が入っている中で、老人クラブ内で協力し合いながらやっていただくということが大切なのかなと、私は思います。補助金に関してはなかなか厳しいかなと。ただ担当には話はさせていただいて、そういったご意見があったことはお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>またもう一つ、ポッチャのご紹介もあったところです。ポッチャに関して、やはり障がいの競技ということで、高齢者の方でもできる競技かと思っております。そして、栃木市では、あったかとちぎ体操というのを進めています。高齢者の筋力アップのため、その体操のビデオとかその道具とかもお貸ししていますのでぜひご検討いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：地域包括ケア推進課 TEL 21-2249】</p>
32	参加者 (西野田第2)	<p>【外国人のゴミ出しについて】</p> <p>地域のクリーン推進員としてお願いです。最近、外国の方が古いアパートに短期間住むことがますます増えてきています。彼らはゴミの分別とか、回収のルールを多分知らないと思います。そのため、ゴミステーションを管理している人たちやその周辺の住民から苦情が絶えない状況です。再三、市の担当者に申し上げますが、有効な対策が見られないです。</p> <p>外国人が住んでいるアパートに専用のゴミステーションを設置してアパートを経営する人が清掃するという市の条例を作ってはどうか。</p> <p>困っているのは、具体的に言うと南第2公園という大きな公園です。そこに3ヶ所のゴミステーションがあります。ネットを使用しています。話がまとめられなくて立派なゴミステーションがつかれない。思い切って市が鍵を掛けられるゴミステーションを設置して欲しい。</p> <p>有効対策を速やかにしてもらって、市民からの苦情なくしたい。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>外国人でルールを守らない方々への対応ですが、大きく2つございます。一つは、外国人の方が通っている学校法人のご協力をいただいて、指導させていただいたり、時間をとって出前講座で説明したりさせていただいています。</p> <p>もう一つは、個別にこういう問題が生じた場合の対応でございまして。国際交流協会の方にご協力をいただいて、6ヶ国語くらい翻訳したゴミの出し方のチラシを自治会さん、特にクリーン推進員さんにお送りして、説得をさせていただいているという状況でございます。すでに何度もお願いしているということでございますので、今回の場合には市の職員の方が出向いて状況を把握させていただいて、ルールを守るように、お力添えじゃないですけども、したいと考えております。よろしく申し上げます。</p> <p>とりあえず職員が出向いて、状況を聞いたり、ゴミステーションの状況を把握したいと思っております。対応が遅くて申し訳ございません。</p>	<p>【大平市民生活課 TEL43-9211】</p> <p>外国人のゴミ出しにつきましては、ゴミステーションを利用している外国人が住んでいるアパート等に翻訳したごみの分け方・出し方のチラシの配布をしたほか、アパートの管理人に改めてゴミの出し方について周知していただくようお願いいたしました。</p> <p>また、翻訳したごみの分け方・出し方のチラシを掲示用に作成したものをゴミステーションに掲げて利用者に周知するようお話しさせていただきました。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
33	参加者 (新第3)	<p><b>【ふるさと納税のあり方について】</b>  先日の下野新聞等の両毛地区の中で、栃木市はまだ現時点ではトータル的に赤字なんだと、というようなことが書かれてありました。また、いろいろと返礼品等も検討して、さらに増やしてきたいと、というような市長さんの見解等がありましたけれども、そもそもふるさと納税というのは、いわゆる故郷、自分が生まれたところ、或いは育ったところ、そこに対するいろんな成長過程でのお礼という意味で創設されたというふうに考えております。</p> <p>返礼品というものは税金で買い上げたものを個人に還元する形。税の公平性という面からみると全く不公平な制度です。ですから、将来的に全国市長会とかそういうものを通じて、日本全国で返礼品をなくすというような方向で、訂正をされたらいかがかなと思います。鳥取県知事をされた片山さんも、ふるさと納税というものはこれ一つの詐欺だと言っています。当面においては、お互いの競争の中で、ある程度は努力しなきゃならないと思いますが、近い将来返礼はなくす。いわゆる栃木市出身の方であれば栃木市の財政のために、過去に栃木市にお世話になったから。そちらの方へ寄附させていただくという方法が必要かなと思います。</p>	<p><b>【総合政策部長】</b>  今お話いただきましたとおりでして、片山さん等の有識者といわれる方々からの現在のふるさと納税のあり方、というものを疑問視する声があることは十分承知しております。ただ、今の段階ですと、仰られたように、ふるさと納税というものが各自治体の財源になっているということも事実でございます。返礼品をなくしていくということは、いい方法だとは思いますが、やはり各自治体足並みをそろえてということが必要だと思います。そういったところが可能なかどうかも含めまして、今後制度というものが、ゆがんだ方向で進まないように、今以上悪くならないようにしっかりチェックしながら、とは言いつつも、ふるさと納税で少しでも多くの方に栃木市を応援していただくように、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>  〔総合政策課 TEL 21-2305〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
34	参加者 (新第3)	<p><b>【学校での服装について】</b>                      小学校から中学校に上がって6月に衣替えになった。その中で寒いから、先生に対してちょっと上着を着ていいかというようなことを伺ったら、もう衣替えをになったのだから、上着を着ることは避けて欲しい、というような指導があったという話を聞きました。自分の体力は、自分が一番よく分かっていると思います。自分にもっとも適した服装で授業が受けられるような形にしてほしいと思います。上着を脱ぐあるいは上着を着るといことは、個人が自分の健康管理ということ学ぶためにも、許されることがあってしかるべきだと思います。</p> <p>また、制服にしたという根拠。それと制服にしなければならない理由をお聞かせください。何に基づいて制服なのか。条例なのか、或いは規則なのか。学校の校則なのか。</p> <p>通常の制服という場合には全て無償ということで、警察官にしても自衛隊にしても、制服を着る形のものすべて民間企業にしても会社支給ということでやっています。学校の場合は特にそういうことがなく支給することもなく個人でこういう物を買いなさいとなっている。その根拠は何でしょう。</p> <p>中学校は制服があります。個人が調達する衣服ですから、特に制服ということではなく、自由な服装でいいのではないかと思います。もし制服ということであれば義務教育ですので、市が支給をするなど考えるのも必要かと思えます。また、鹿沼市においては、女性のスカート。これについてズボンでも良いではないかということで議論されているようです。それについてお考え等をお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願います。</p>	<p><b>【川津部長】</b>                      おっしゃる通り、体調や温度を感じるのも人それぞれだと思います。服装を学校の方で衣替えしたからということではなくて、自分で健康管理ということも必要ですので、体調に応じて着たり脱いだりするのが当然だと思いますので、その辺は学校の方に指導してまいりたいと思います。そして中学校の制服の件、最近では女生徒さんもスカートだけではなく、ズボンを選べるという学校が増えてきているということでもあります。栃木市としても検討していきたいと考えております。</p> <p><b>【教育長】</b>                      制服につきましては、特に制服でなければならないというようなルールもなければ決まりもありません。多分長い時代を超えての慣例なのかなと思います。わたくしも正確なところわからないのですが、何十年もの時を経て制服というものがずっと一般的な中学校、高校の文化の中で根づいてきて、それが慣例として残っているということだと思います。これからの時代はやはり保護者の方々とも意見を交換し合いながら制服をずっと続けるのがいいのか、或いは私服化していくのがいいのか。こういう時代ですから、協議をとおしてより良い方向性を見いだしていく、そんな時期にきているのかなと思っております。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b>                      【担当課：学校教育課 TEL 21-2474】</p>
	参加者 (西野田)	<p><b>【制服に対するご意見】</b>                      先ほどの制服の話聞いての意見です。</p> <p>中学校の学生制服についてですが、私は制服がいやと思ったことはありません。もし、服装が自由にしたらしたら、余計なトラブルが増えるのではないかと思います。例えば、先生が注意して、それに対し、反論があつて、など。生徒間でも生意気な格好は何だ、などといった、トラブルの元になるのではないかと思います。</p> <p>制服というのは長年かけて一般化したものだというのですが、それはそういったトラブルを起こさないという背景もあつたのではないかと思います。</p> <p>制服は有料ということも、特に違和感はありません。生活の基本的な部分。衣食住の衣の部分です。これは制服であっても、何であっても自分で負担するのは当然だ、と思えます。学校給食費もそうです。衣食住の食の部分ですから。それは多少補助があつたとしても、支払うべきと思っています。それが議会が出した結論だと受け取ります。制服をもし検討するのであれば、そういった意見もあることも踏まえていただきたいと思えます。</p>	<p><b>【回答なし】</b></p>	

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
35	参加者 (榎本 上下)	<p>【ハザードマップの多言語対応について】</p> <p>確か先月の 28 日大平文化会館で説明会があったときの宿題です。先日小山の市役所に行って、避難所の件で相談をして参りました。その際に、小山のはザードマップを見せていただきました。小山のハザードマップは大変これも良い面と悪い面があったようですが、小山市の良い面で一番驚いたのは世界標準語である英訳で全部の箇所と説明文が全部英訳になっていたことです。6ヶ国語とかスペイン語とか沢山載せればいいのでしょうか。中国語とかハングルとか。でもやっぱり世界の標準語は英語ですので英語が載っているのは素晴らしいなど。できれば次に作る時は、是非、避難場所とか説明文は少なくとも、英訳は載せてほしいなという感じだったので、特に回答はいりません。大変栃木のハザードマップも褒められました。これは別に回答はいりません。そんなことで、できれば英訳くらいは載せて欲しいと思います。</p>	<p>【要望の為回答なし】</p>	<p>【危機管理課 TEL 21-2551】</p> <p>市内に居住する外国の方がハザードマップを見ることにより、居住する地域の災害リスクと災害時の適切な避難行動がとれるよう、次の改定の際には、他自治体のハザードマップなども参考にし、英語をはじめとした多言語での表記ができるよう検討してまいります。</p>
36	参加者 (榎本 上下)	<p>【道路の路側帯の線について】</p> <p>私の住んでいるところも含めて、おそらく 20 年か 30 年も路側帯の線を引いたことがないくらい、かすかに跡がわかる程度という道路ばかりです。大平について言えば、昔、交通安全協会さんが集めたお金で、定期的に引いていたような記憶があります。もし安全協会の方でお金でもあまっているのであれば、チラシ配るだけでなく、ぜひ路側帯も引けば、非常にありがたいです。それと、歩行者にとってもありがたいと思います。その辺については、どのようになっているのか。よくパトロールをして薄いところを見つけて、そこを復旧しているのか。その辺だけ回答で結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>	<p>【大平市民生活課長】</p> <p>今ご指摘がありました件ですが、確認しましたところ、合併前、合併後何年かは、おっしゃるように総務課の事業としてやっていたということで確認しました。ただ、交付金として入ってきたお金を使って、その不足分を交通安全協会の方で補填していたということですので、交通安全協会の単独の事業ではなかったようです。今現在、交通安全協会の会費で路側帯を引くということは、財政的に難しい面がありまして、安全協会でする交通安全の啓発の方に力を入れてやっていきたいと思っております。</p> <p>【道路河川維持課長】</p> <p>補足的な意味合いで申し訳ないのですが、安全協会できないということであれば、薄くなってる所については必要に応じて、道路河川維持課の方で手配しますので場所等教えてきたければ対応したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>安全協会による路側帯の白線引きについて</p> <p>【左記回答要旨のとおり】[大平市民生活課 TEL 43-9211]</p> <p>市による路側帯の白線引きについて</p> <p>【道路河川維持課 TEL 21-2408】</p> <p>現地を確認の上、今後薄くなっているところについては引き直してまいります。</p>
37	参加者 (榎本 上下)	<p>【市長の中国訪問について】</p> <p>質問ではありません。</p> <p>前回のふれあいトークの時に国際交流の一環で、ここ 10 数年中国に行っていないよね、ということで市長さんにお尋ねして、出来れば行きたいというような回答があったので大変ありがとうございました。実はわたくし、六本木の中国大使館などは月に1回位行っておりまして、文化部の参事官あたりは知り合いですので、今度次に行った時にでも栃木市は行くんだよ、というような話をしたいと思います。それで行く時期がちょうど 10 月なので金木犀が非常に綺麗な時期ですね。いい時期に行くんじゃないかと思います。これは非常ありがとうございましたという市長への意見ですのでよろしくお願ひいたします。</p>	<p>【回答なし】</p>	<p>【総合政策課 TEL 21-2301】</p> <p>令和元年度に中国浙江省金華市訪問を予定しておりましたが、台風第 19 号の影響により中止となりました。</p> <p>金華市訪問事業につきましては、令和2年度におきまして、改めて実施する予定です。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
38	参加者 (真弓東)	<p><b>【自治基本条例の効力について】</b> 自治基本条例といいますと、自治体の憲法でもあると思います。その中の16条と17条で、議会の権限と責務という項目になっています。16条の2項。議会はその権限を行使するに当たり市民の意思を適正に反映しなければならない。という項があります。17条は議員の責務というのがあり、3号に、議員は広く市民の声を聞きこれを政策形成及び議会運営に反映させなければならない。ということがあります。</p> <p>私はある会に入っていて、今年は2月の12日と15日の日に意見交換お願いできませんか。ということで、全議員さん30名に案内状を送付しました。結果、1名の方しか来ていただけませんでした。この条例は自治体の憲法ですから、市民がそういうものを要求したときには議員さんは何があらうと日程を調整してお話し合いをしていただけるのかなと思っていました。議会の責務とか、というものが自治基本条例にありますけども、その辺はどんな規制かなにかありますか。</p>	<p><b>【総務部長】</b> 今、おっしゃられたように、自治基本条例は、本市の憲法みたいなものという位置づけは正しい認識だと思っております。そのような中で、議会の方にお声掛けをしたけれども、なかなか集まってもらえなかった。責務としてお声掛けがあれば、来るべきじゃないかな。と言うお話だと思います。基本的にはおっしゃる通りかな、というようには思いますが、議員の皆さんも市政報告会という形で、市内の各場所で、市民の皆さんにお声がけをして、報告会などをやっております。今の話は多分自治会さんの方でお声掛けをした、というようなことかと思うのですが、自治会さんがそういう取り組みを行ったというのは、初めてお聞きしたように思います。本日、議員の皆さんは大勢いらっしゃるの、自治会の皆さんも我々に対していろんな意見交換がしたいんだな、というのは改めて認識していただいたかと思えます。そういう中で、それではどうしたら議員の皆さんに、意見交換をしてもらえるのか。これはやはり相談が必要になってくるのではないかと思います。議員の皆さんも日々忙しくされていますので、急にいついつ来てくださいと言っても、なかなか難しい部分があるかと思えます。その辺はやはり議会の事務局の職員も含めて、そういう仕組みをぜひ作っていただきたいな、と思いました。具体的なお返事にはなっていないと思いますが、自治基本条例を所管している部署として、今の意見は議会の方にもしっかりと伝えまして、何らかの仕組みができないかというのは検討していきたいと考えました。</p>	<p><b>【議会事務局 TEL 21-2503】</b> 議会・議員の責務につきましては、自治基本条例に加えて議会基本条例に基づき、議会報告会や各種団体との意見交換会の開催のほか、各々の議員においても、各地域での市民相談や市政報告会などの活動を通して、広く市民等の声を聞き、市民の意思の把握に取り組んでおります。</p> <p>そうして把握した市民の意思につきましては、議会において、一般質問や常任委員会等での審査、政策提言などを通して、市民の意思を市政に反映させております。</p> <p>また、議会報告会につきましては、例年10月に市内8会場で開催しており、議会からの報告のほか、フリートークの時間も設けておりますので、議会といたしましては、このような場で広く市民の皆さまのご意見を伺ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、令和2年度の議会報告会の日程につきましては、決まり次第、広報とちぎへのチラシ折込などにより、市民の皆さまにご案内いたします。</p>
39	参加者 (西野田)	<p><b>【ゆうゆうプラザの予約について】</b> 私どもの世帯数は1000件くらいありまして、敬老会は毎年、沢山の皆さんが来まして、このゆうゆうプラザで実施をしています。今年も2月1日に申し込んできました。利用する団体が多く、8番目の順番で、例年の敬老会実施日周辺の土日はいっぱいでした。たぶんですが、色々なサークルだとか団体が抑えてしまうのだと思います。</p> <p>要望としては、1団体が抑えられる日数を3つか4つにする、または、こういう老人会とか、そういうものについては少し便宜を図ってもらおうとか、ができないものか、ということです。よろしく願いいたします。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b> 毎年敬老会の事業を行っていただきまして、本当にありがとうございます。敬老会の事業を少し紹介させていただきます。80歳以上の方が対象ということで、自治会で独自の活動、それぞれ自治会によって様々な活動をしていただいているところです。そういった中で会場の借上げに関しては、ゆうゆうプラザということでのお願いいただきまして、ゆうゆうプラザ、それと敬老会事業に関しても、地域包括ケア推進課の方で両方とも担当する事業でございます。担当課の方には今日も会長さんのお話がそういう例えば自治会で2つ3つ優先でということですよ。要望として承りまして持ち帰り、ちょっと研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>	<p><b>【地域包括ケア推進課 TEL 21-2242】</b> ゆうゆうプラザを会場として自治会等で実施される敬老会事業については、次の要件を満たす場合、その優先的な利用について総合的に判断させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参加者人数が多数のため、各自治会公民館等で事業を実施することができないこと。</li> <li>2 実施する敬老会事業が、栃木市敬老会事業補助金の交付対象となる等、高齢者福祉の向上及び敬老意識の高揚に寄与するものであること。</li> </ol>
40	参加者 (新第2)	<p><b>【交通安全対策について】</b> この隣保館から旧50号に行くまでの直線距離ですが、ここの車のスピードこれが非常に上がっており、ここで事故が多発しております。実際に死亡事故も発生しております。</p> <p>新第2の方は、特に新興住宅が多くできまして、朝昼晩歩ったり、自転車に乗ったり、それから、走ったりとしておりますので、ぜひ何とかスピードをもう少し抑えられるような指導とか、工夫をできないかなと思っております。</p>	<p><b>【生活環境部長】</b> 危険箇所があるということで恐れ入りますが、ここ(隣保館)の前の通りということで、安全協会そして警察と、道路管理者と、可能な限り安全対策等はしたいと考えております。まずは現地確認をしたいと思っております。</p> <p><b>【大平市民生活課長】</b> お話の道路は旧50号からの抜け道としてスピードを出す車が多いということで、以前からご心配いただいているところかと思っております。</p> <p>交通規制というと警察の方でやるものなので難しいので、注意喚起の看板を今後増やしていきたいと思っております。それから、夜に歩行者が多いということで車が気をつけるのは当然ですが、歩行者の方にも蛍光の車のライトが当たると光るようなタスキとか、運動靴に着けるシールなどを配布しておりますので、もし必要な方がいらっしゃいましたら言っていただければ、それは身を守る方法として交通安全協会の方で啓発物品を提供したいと思います。今後何かありましたら相談いただければと思います。注意喚起の看板も増やしていきたいと思っております。それから交番の方にもパトロールの方はしていますが、回数をちょっと増やしていただけるようお願いしたいと思っております。</p>	<p><b>【大平市民生活課 TEL 43-9211】</b> 道路沿いに「スピード落とせ！」等の注意喚起の看板を増設しました。また、窓口等において、ライトが当たると光るタスキなどの啓発物資を提供しております。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
41	参加者 (新第2)	<p><b>【水路の蓋の設置について】</b>                      これは長年の皆さんの懸案事項だそうです。新のセブンイレブンさんのところから少し西へ下った旧道の上にかかっている、下水というか何なのか分からないのですが、そこに蓋ができないかということです。                      皆で草刈や泥上げをしていますが、環境問題として虫が発生したり、蚊が発生したりの問題もあります。また、そこは東から行くと行きどまりで、火災などあった場合、逃げ場所がない。                      結構な長さがありますので、一度にやるのではなくて、毎年区間を決めて少しずつでもやっていただければ、非常に安心した生活ができるのではないかと考えています。予算が非常に厳しいというのは重々承知しておりますが、少しでも前進ができるような回答がいただきたいなと思います。</p>	<p><b>【建設部長】</b>                      場所等もございますので、この会議が終わりましたら、ご連絡先等をお聞きして、担当部署の方にお伝えいたします。幅が広い。それも含めてご相談させていただきます。</p>	<p><b>【道路河川維持課 TEL 21-2408】</b>                      水路に蓋をかけると水路を清掃することが困難になりますので、今後は市において定期的に草刈や泥上げを行い環境美化に努めたいと思います。</p>